

嬉野市

# 地域コミュニティ 基本方針



佐賀県嬉野市



## ごあいさつ

嬉野市地域コミュニティ審議会  
会長 犬尾 敦弘

私たち地域コミュニティ審議会委員は、市長から、これからの好ましい地域のあり方の指針となる「嬉野市地域コミュニティ基本方針」を平成18年7月に諮問されて、その後、協議を重ねてまいりました。ここに最終案を無事答申できることになり、座長としてご多忙のなか膨大な資料整理や素案作成にご苦勞いただいた佐賀大学の長先生や熱心にご審議いただいた委員の皆さんに会長として心よりお礼を申し上げます。

私は「地域コミュニティ」という言葉については、嬉野市が誕生する際の合併議論のなかで初めて聞きました。なじみのない用語でしたが、先進地である福岡県宗像市に審議会で視察に行き、素晴らしい住民組織の活動の実態に触れて、嬉野でもこのような住民組織があれば、もっと住みやすくなるのではないかと思います。

社会情勢は、少子高齢化の道を進んでいます。嬉野市においても同様であり、子どもや高齢者を守り、子育てや介護についての不安や悩みの解消を、図るため、住民自身に何ができるのか、それを考えることが「地域コミュニティづくり」の根本ではないかと思います。その結果、市民、住民組織や行政の各々が役割をきちんと果たせるルールづくりがすすむのではないのでしょうか。

市民にとって、その役割を担うことは難しく考えなくてもよいのではないかと思います。つまり、自分ができることを、少しでも地域に力を貸して貰えば、その少しが集まり、地域全体では大きなパワーに育ちます。私自身もこれからの地域コミュニティづくりに「私の少し」を提供しようかと思っています。

この基本方針によって、一人でも多くの市民の皆さんが積極的な最初の一步を踏み出し、次世代に住みよい嬉野市を残せるきっかけになることを切に願っています。





# 嬉野市地域コミュニティ基本方針

1. 基本方針の位置づけ
2. コミュニティの背景

## 1. 基本方針の位置づけ

平成17年に策定された嬉野町塩田町合併協議会「まちづくり計画」は、まちづくりの基本方向として「世代をこえて住み続けるまち」「個性輝く魅力あふれるまち」「活力ある自治先進のまち」「みんなで創る自立のまち」の4つの柱を掲げ、3番目と4番目の柱に関連して、施策展開の基本方針と主要施策のなかでそれぞれ「だれもが参画できる協働と自立のまち」を掲げています。さらに、これに関連して、最優先事業として位置づけられているリーディングプロジェクトの一つとして、「住民自治促進プロジェクト」を立ち上げ、住民自治体制づくりとして「学区や大字、またはそれらを組み合わせた地域を単位とし、コミュニティの活動を総合的に運営・支援する「地域コミュニティ協議会」を創設」して、住民自治活動を推進すること、そのための拠点として「コミュニティセンター」を配置することを明記しています。

ここに掲げる「嬉野市地域コミュニティ基本方針」は当該「まちづくり計画」に明記された内容に即して、嬉野市において地域コミュニティづくりを進めていくための具体的な方針を定めたものです。

## 2. コミュニティの背景

コミュニティの語源は「お互いに贈りものをする社会」です。それは、今でも農村部に残っている「結い」や「お樞分け」、「手づくり」の互助社会、暮らしの世界に他なりません。そしてそこに一番深く関わっているのが、子どもであり、お年寄りであり、主婦です。私たちの全ての営みは、究極のところ、この生活世界を豊かにすることを中心になされなければなりません。

地域の資源（自然資源、文化的資源、歴史的資源、人的資源）の掘り起こしと活用こそが豊かな地域コミュニティづくりの基本です。





# 嬉野市地域コミュニティ基本方針

## 3. コミュニティの現状

## 4. 地域コミュニティ形成の理念

### 3. コミュニティの現状

人間関係の希薄化や少子高齢化などの社会的環境の変化により、地域では多くの課題を抱えています。区・班のような地縁組織からNPO※などの志縁組織まで、総じてCSO※(市民社会組織)と呼ばれる多くの組織が懸命に地域活動に取り組んでいますが、組織率の低下、無関心層の増大など種々の問題が顕在化してきています。

今、地域社会では、人とひととの結びつきが薄くなり、孤立化しやすい傾向にあります。そのため、子育てや保育・教育の悩み、高齢者の問題を一人で抱え込み、問題が深刻化する状況を招いています。さらに、地域の住環境整備、美化、防犯、防災など個人の力では解決できない問題が増えています。

嬉野市においては、農村部を中心にまだまだ良好な人のつながりがありますが、このような解決すべき課題が増加傾向にあります。一定の範囲の地域の一人ひとりに共通する問題や地域の課題を見つめ直し、これを私たち自身の問題・課題として共有し、知恵や力を合わせて解決することが求められています。

※CSO 「Civil Society Organizations」の略で、NPO、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めた「市民社会組織」のこと

※NPO 「Non-Profit Organization」の略で、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと

### 4. 地域コミュニティ形成の理念

嬉野市の各地域が均衡ある発展をしていくには、個々の地域の課題をそれぞれの地域で柔軟に解決できるような体制づくりが必要です。個々の地域の足腰を強化するために、地域ごとに一定の役割と責任をもって自治を行う組織として「地域コミュニティ」を新たに組織し、地域分権を推進するとともに、住民と行政がそれぞれの役割と責任を担いつつ、協働するまちづくりに取り組みます。

この地域コミュニティは、そこに住む一人ひとりの市民や、先人たちが育んできた地域の自然、歴史、文化、伝統技術を生き生きと輝かせる場です。このような場をより豊かなものにしていくためには、住民が“自分たちのことは、自分たちで決定し、行動する”自覚を持つことが重要です。

新市においては、行政が担う地域振興のための各種施策とあわせて、地域自治組織を強化し、主体的な自治活動を促すための意識の醸成に努めるなどの支援を積極的に行います。



# 嬉野市地域コミュニティ基本方針

## 5. 地域コミュニティの区域

### 5. 地域コミュニティの区域

本市には現在、88の行政区がありますが、500世帯を超える大きい区から20世帯前後の小さい区まで、その規模はまちまちです。概して旧嬉野町が区の数少なく1区当たりの世帯数が多いのに対し、旧塩田町は区の数が多く、1区あたりの世帯数が少なくなっています。

地域コミュニティの範囲としては、一般的には、中学校区と小学校区の二つが考えられますが、全国的な傾向としては、地域の人々の顔が見える小学校区を範囲とする自治体が多くなってきています。嬉野市の場合もこれらの先進事例に倣って、地域コミュニティの区域としては原則として小学校の校区とします。但し、3千世帯近くある嬉野校区のような大きな校区については幾つかの地域コミュニティに分け、100世帯に満たない大野原校区のような小さい校区については近隣の校区と一緒に地域コミュニティにすることも考えられます。

